

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 16 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 山 口 喜 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 7 日から 令和 7 年 5 月 14 日まで	
開札期日	日 時	令和 7 年 5 月 20 日 午前 10 時 00 分
	場 所	宇都宮地方裁判所売却場 (1 階)
売却決定 期日	日 時	令和 7 年 6 月 6 日 午前 10 時 00 分
	場 所	宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 21 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 5 月 23 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 16 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお, 当庁栃木支部, 真岡支部管轄の事件については, 各支部にも, それぞれ写しを備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	1,018,000 814,400		203,600	8,606	0

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田端前 |
| | 地 | 番 | 8 6 7 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 9 6 . 8 0 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7 年 2 月 27 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 1】

本件土地につき、売却対象外の未登記建物（種類：居宅，構造：木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺 2 階建，床面積：1 階 約 108.5 平方メートル，2 階 約 24.8 平方メートル）のための法定地上権の成否は不明であるが，これが成立するものとして売却基準価額が定められている。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 151 番）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記

載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1	所	在	芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田端前
	地	番	8 6 7 番 1
	地	目	宅地
	地	積	3 9 6 . 8 0 平方メートル

令和6年(ヌ)第37号
令和6年10月 9日受理
令和6年11月 18日提出

現況調査報告書

宇 都 宮 地 裁 判 所

執 行 官 小 堀 尊 久

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 所 | 在 | 芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田端前 |
| | 地 | 番 | 867番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 396.80平方メートル |

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり			
住 居 表 示	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田 8 6 7 番地 1			
土 地	物件 1			
現 況 地 目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（ ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐			
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者（B） ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
そ の 他 の 事 項	1 目的外建物南東側には物置が存在する。この物置は、課税関係資料に記載されておらず、土地定着性が希薄であることから、工作物であると認めた。 2 本件土地南西側には、電柱及び支線がそれぞれ 1 本ずつ存在する。			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日]			
建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1、2関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 目的外建物敷地部分 (約108.5㎡)	
占有者		☐ 債務者 ☒ B (課税関係資料による)	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☐ 関係人(☐ (占有者) ☐)の陳述 / ☐ 提示文書 ()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☒ 不明	
占有開始時期		不明	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日 から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間	
契約等		☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 () ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 万円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☒ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	
関係人の陳述が得られなかったことから、上記のとおり、占有権原、占有開始時期等について不明とせざるを得ないものである。 なお、仮にBが死亡しておりAとBが相続関係にあった場合は、本競売事件の差押時点で目的外建物の所有権 (少なくとも共有持分) を有している可能性がある。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1、2関係)	
所 在	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田867番地1
家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 不明
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺2階建
床面積 (概略)	1階: 約108.5㎡ 2階: 約24.8㎡
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (B) (課税関係資料による) ☐ 不明
建 築 時 期	☐ ☒ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	課税関係資料によれば、登記部分は目的外建物の東側の平家部分であり、未登記増築部分は西側の2階建部分であるとされている。 一方、課税関係資料上、登記上の家屋番号151番であるとされている東側平家部分について、現地見分の結果、外観からは明治時代に建築された建物である可能性は低いと見受けられた。 現地に存在する建物と課税関係資料記載の建物について建築年次に同一性が乏しく、また、目的外建物の関係人の陳述も得られなかったことから、上記のとおり、所在、種類、構造、床面積、所有者以外の項目は不明とせざるを得ないものである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■芳賀町役場職員	1 本件土地には課税台帳上、B所有の登記建物が存在します。本件土地上に存在する目的外建物のうち東側平家部分が登記建物部分です。目的外建物のうち西側2階建部分が未登記増築部分です。東側平家部分は建築年次が明治となっていることから所有者Bも既に亡くなっている可能性も考えられます。 2 本件土地所在地は地籍調査実施中の地域であり、成果図面は完成していない状況ですが、本件土地の形状等は、現在の地積測量図と異なる部分がある可能性があります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

執行官の意見

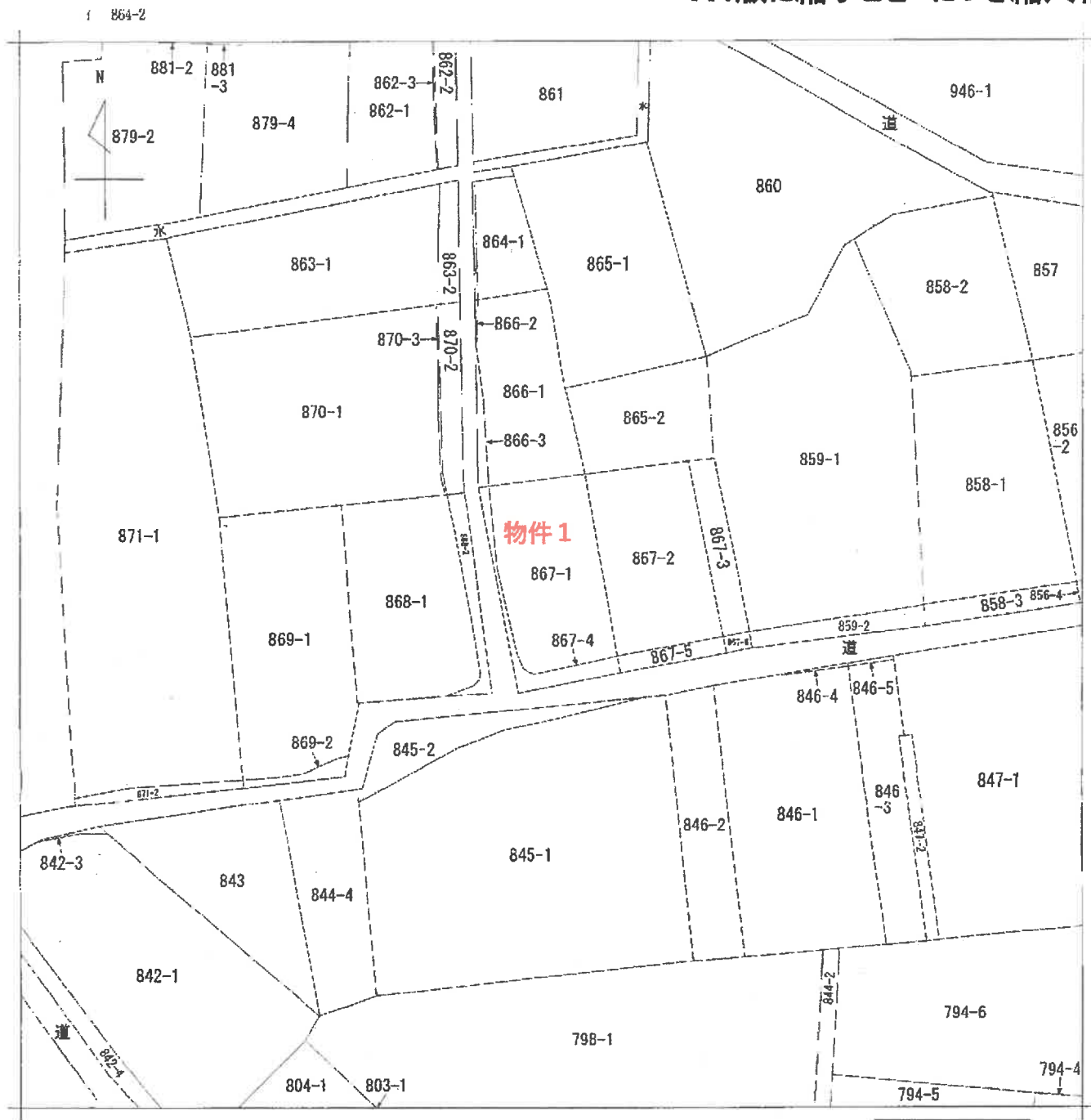
- 1 現況及び前記関係人の陳述により目的物件の占有状況を2、3枚目のとおり認めた。
- 2 物件所有者の住所地である居宅（目的外建物）に事務連絡文書を差し置くも連絡がなかった。次に、債権者に対して物件所有者の連絡先を訪ねるも不知との回答であった。
- 3 本件土地はB所有とされている目的外建物の敷地として使用されている。
- 4 本件土地南側は幅員約4.8mの舗装町道に、西側は幅員約5.0mの舗装町道に、それぞれ接面しており、それらの道路はいずれも建築基準法42条1項1号に該当する。
- 5 現地見分したところ、本件土地の南東側及び南西側付近に地籍調査の境界標が存在した。その境界標がどの境界を示すものか判然としなかったことから芳賀町役場に確認した。その結果、それらの境界標は本件土地と件外867番4土地（芳賀町所有の公衆用道路）との境界を示すものであるとのことであり、地籍調査終了後の公図の本件土地の形状等について、地積測量図と異なる部分が生じる可能性があるとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年10月25日 (金) 9:00-9:05	宇都宮地方法務局	登記関係資料取得 (本件土地に家屋番号151番建物 登記が存在することを確認)
R6年10月25日 (金) 10:40-11:15	芳賀町役場	課税関係資料取得 道路関係調査
R6年10月25日 (金) 11:25-11:30	物件所在地	外観調査、写真撮影 事務連絡文書差し置き
R6年11月8日 (金) 13:15-14:25	物件所在地	物件に立入調査、写真撮影、評価人同行
R6年11月8日 (金) 14:35-14:55	芳賀町役場	地籍調査内容調査
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大字稲毛田

請求部	所在	芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田端前				地番	867番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局真阿支局管轄)

令和6年9月18日

大津地方法務局

地図整理番号：M27911

登記官

登記年月日：平成6年4月27日

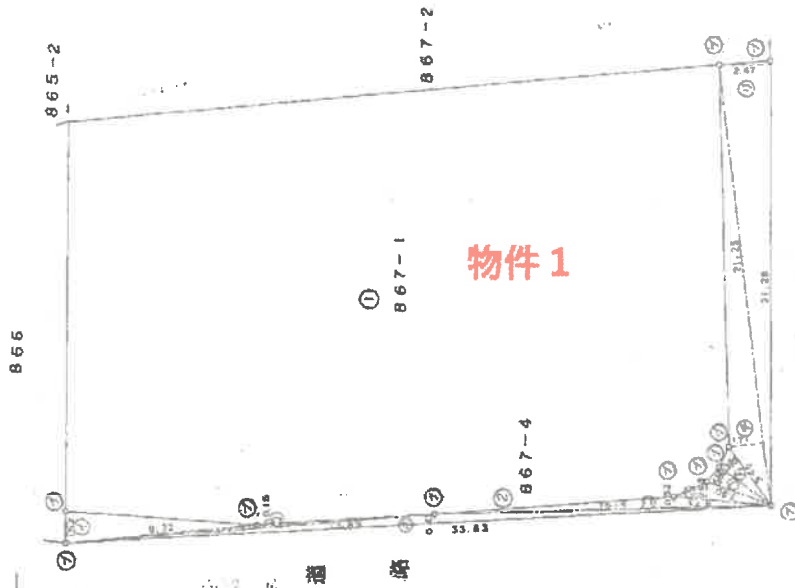
500506

登記
年月日
86年4月27日
地積測量図

867-1
867-4
新

地番

土地の所在
芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田端前



三斜求積表

地番	867-4	底辺	高さ	面積
N	1	9.22	1.52	14.0144
1	2	12.59	0.15	2.5535
2	3	33.83	0.43	14.5469
3	4	16.14	0.52	8.3928
4	5	4.23	0.85	4.0705
5	6	3.20	0.86	2.8380
6	7	3.45	0.95	3.2775
7	8	21.23	1.71	36.3033
8	9	21.28	2.42	52.5916
9	10			136.6085
10				61.40425
				682.44

⑦ プラスチック境界標

縮尺 1/250

申請人

2月8日作製

作製者

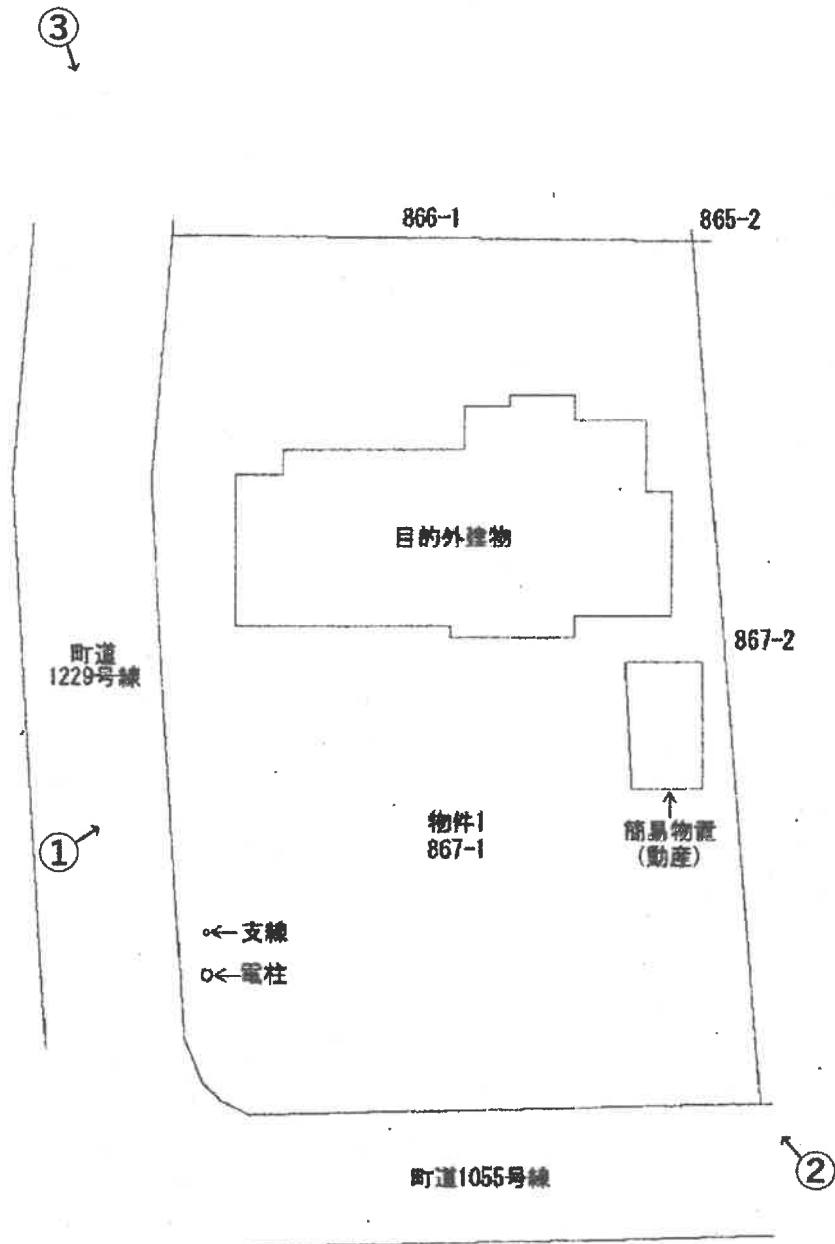
(栃木県土地家屋調査士会印紙)

地図製図番号：M27912

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(宇都宮地方裁判所支部(宇都宮))
令和6年9月18日 大塚地方事務所

登記官

土地建物位置関係図



◦印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

(注) 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。

写 真 1



写 真 2



写 真 3



令和 6年（ヌ）第 37号
令和 6年10月16日 受 命
令和 6年11月 8日 現地調査
令和 6年11月18日 評 価
令和 6年11月20日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西 田 直 樹

第1 評価額

番号	評 価 額
物件1（土地）	金 1, 0 1 8, 0 0 0 円

- ① 物件1の価格は、目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田 端前 8 6 7 番 1 宅地 396.80m ²	特記事項記載のとおり
特記事項			
物件1の公図の精度は不明であり、物件1自体の地積測量図も存在しないため、専門家による測量を行った場合には形状、地積が異なる可能性がある。 下記の目的外建物1棟が存在している。 種類：居宅 構造：木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺2階建 床面積：1階 約108.5m²(概測) 2階 約24.8m²(課税資料) 現地における概測、課税資料によるものであるため、専門家による測量を行った場合には床面積が異なる可能性がある。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	真岡鐵道真岡線「市塙」駅の北西方・直線距離約4.4kmに位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅、農家住宅が見られる周辺に農地が広がる地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制	市街化調整区域 なし 指定 60% 指定 200% なし
画 地 条 件	地積 : 396.80㎡(登記簿) 間口・奥行: 南側町道に約20m(概測)、西側町道に約32m(概測) 形状 : ほぼ整形 地勢 : 平坦 高低差: 接面道路と等高 接面道路との関係: 角地	
接面道路の状況	南側: 幅員約4.8m舗装町道(建築基準法第42条第1項第1号道路) 西側: 幅員約5m舗装町道(建築基準法第42条第1項第1号道路)	
土地の利用状況等	物件1の本件土地には、目的外建物1棟が存在している。(土地建物位置関係図参照) 目的外建物の概要は下記のとおり。 種類 : 居宅 構造 : 木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺2階建 床面積: 1階 約108.5㎡(概測) 2階 約24.8㎡(課税資料) 目的外建物の所有者は不明であるが、本件土地所有者が所有者(共有者)であった場合は法定地上権が成立する。 法定地上権の成否は不明であるが、成立するものとして評価する。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり 都市ガス: なし 下 水 道: あり 下水は農業集落排水を使用している。 (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)がとおっており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	官公署での聴取、過去の住宅地図、本件土地及び周辺の土地利用状況等により調査したところ、土壤汚染を誘因するような土地利用は確認できなかった。したがって、土壤汚染の可能性は低いと思料する。
特 記 事 項	本件土地の地積について、CADにより地積測量図の簡易的な図上測定をしたところ、登記簿の地積より約60%程度大きい結果となった。 また、航空写真による簡易的な図上測定をしたところ、地積測量図の図上測定をした結果に近いものとなった。 しかしながら、図上測定で用いた地積測量図は、隣接件外土地867番4の部分は実際に求積されているが、本件土地部分は実際に求積されたものではないため信頼性が乏しいものである。 また、航空写真による図上測定についても境界が不明確なまま測定しているため信頼性が劣るものである。 上記の結果は、簡易的に測定したものであり、正確な地積については専門家による測量が必要である。 上記を踏まえ、現況の地積が登記簿の地積より大きい可能性及びその根拠の信頼性が劣ることを勘案して評価を行う。 本件土地を含めて地域において地籍調査が進行中である。 現地調査において、地籍調査における境界標を本件土地の南東端付近に1つ、南西端付近において1つ確認することができたが、その他については確認をすることができなかった。 芳賀町役場建設課に当該境界標について確認したところ、それらの境界標は本件土地と隣接件外土地867番4(芳賀町所有の公衆用道路)との境界を示すものであるとの回答を得た。 対象土地の南西端付近について、公図及び地積測量図では南側町道と西側町道が交わる付近が湾曲しているが、現況は概ね直角に交わっている。 栃木県庁都市政策課開発指導担当に確認したところ、本件土地は線引き前の宅地に該当し、売買や競売等で取得した者が利用や建物の建て替え等を行なうことは可能であるとの回答を得た。 なお、上記の詳細については事前に相談をして欲しいとのことである。 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) $ア \times イ \times ウ \times エ$
1	8,480	1.32	396.80	0.80	3,553,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 芳賀-2

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,700\text{円}/\text{㎡} \times 99.1/100 \times 100/100 \times 100/125 \div 8,480\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：+25

イ 個別格差：角地+2

現況の地積が大きい可能性及びその根拠の信頼性が劣ることを勘案+30

ウ 地積：登記簿記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,553,000	0.35	法定地上権	1,244,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,553,000	-1,244,000		0.63	0.70	1,018,000
一括価格（合計）						1,018,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：目的外建物が存在することによる市場性の減退▲30
市街化調整区域内の物件の市場性▲10
 $0.70 \times 0.90 = 0.63$

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

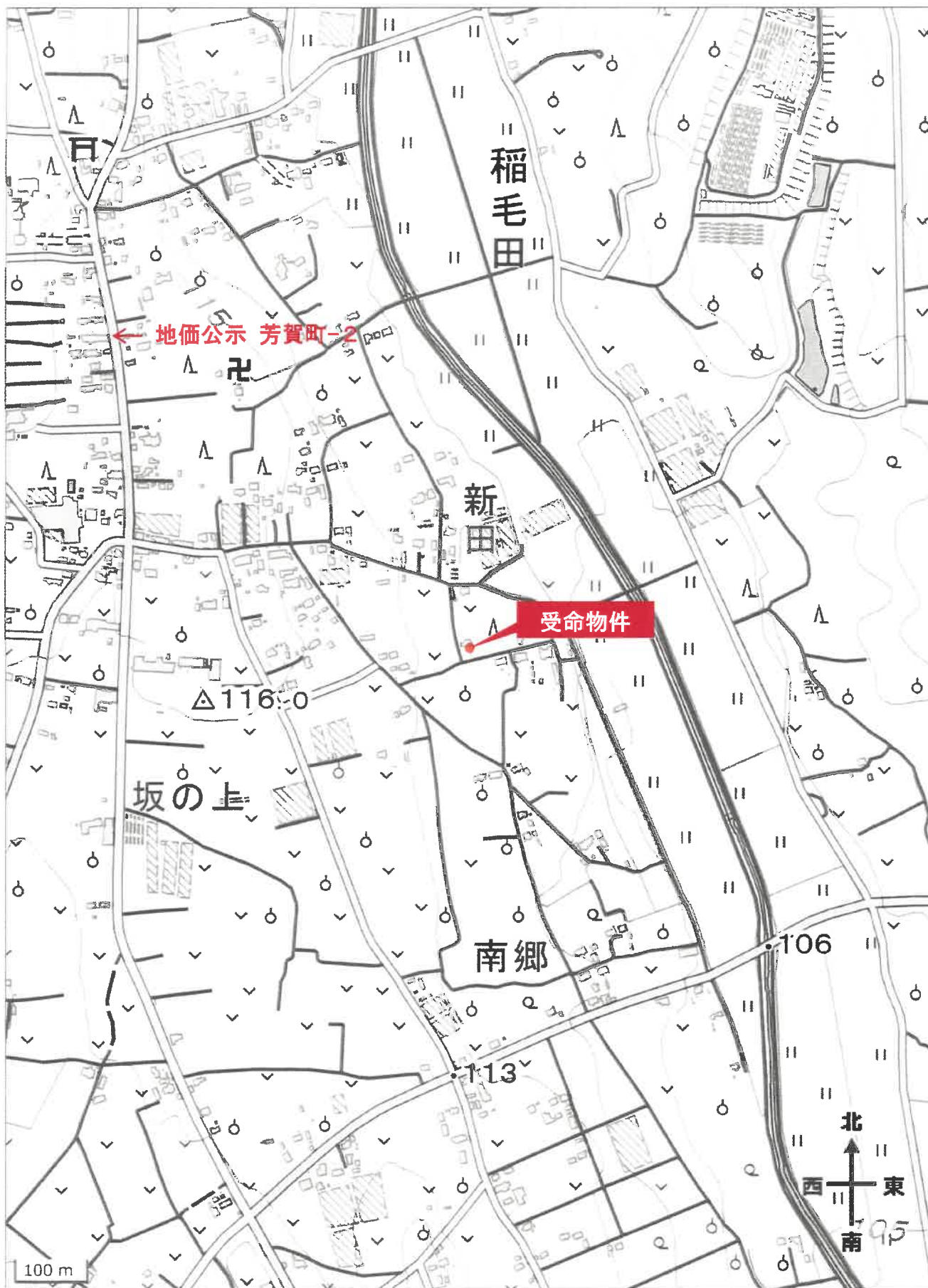
1 地価公示価格 芳賀-2

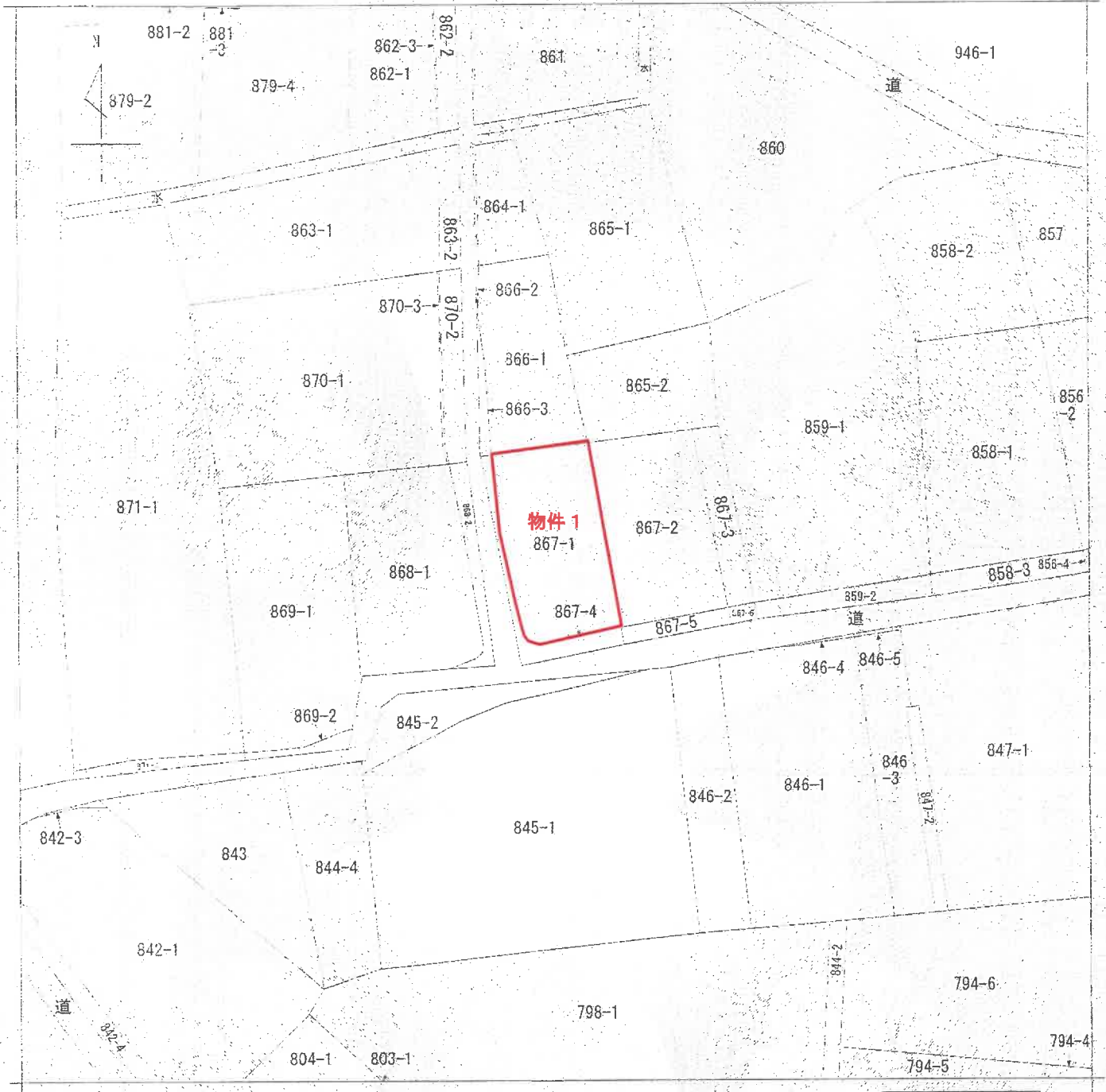
所 在：芳賀郡芳賀町大字稲毛田字屋敷添1430番
地 目：宅地
価 格：10,700円／m²
位 置：真岡鐵道真岡線「市塙」駅の北西方7.5km(道路距離)
価 格 時 点：令和6年1月1日
地 積：1,679m²
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：東7.8m県道
用途指定等：市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：一般住宅と中規模農家住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地建物位置関係図

以 上





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

大字稲毛田

請求部	所在	芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田端前			地番	867番1		
出図力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方方法務局真岡支局管轄)

令和6年9月18日

大津地方方法務局

地図整理番号：M27911

登記官

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

登記年月日：平成6年4月27日

500506

前 867-1
867-4 (新)
登記年月日 平成6年4月27日
地積測量図

地番

土地の所在 芳賀郡芳賀町大字稲毛田字田端前



三 鈎 求 根 表

地番	867-4	幅 度	高 さ	価 値	積 算
N 0.					
イ		9.22	1.52	14.0144	
ロ		12.69	0.15	2.6535	
ハ		33.83	0.43	14.5469	
ニ		16.14	0.52	8.3828	
ホ		4.23	0.85	4.0205	
ヘ		3.30	0.86	2.8380	
ト		3.45	0.95	3.2725	
チ		21.23	1.21	36.3033	
リ		21.28	2.47	52.8616	
			価 値 積 算	138.6085	
			面積	69.30425	
			地 積	69.30425	

道 路

① 867-1
物件 1

867-2

867-4

② プラスチック境界標

申請人

作製者

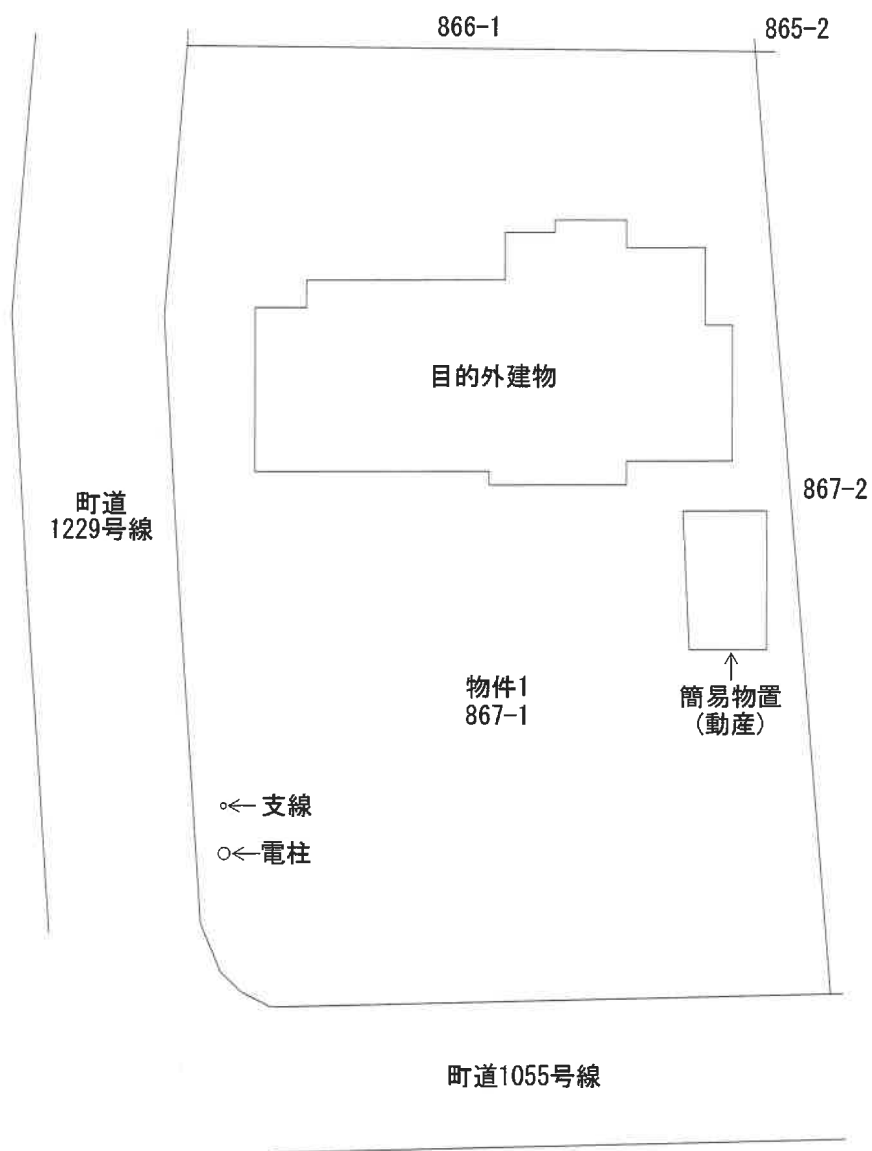
縮尺 1/250

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

地積測量図 27912

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

土地建物位置関係図



(注) 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。